

平成26年度身延町人事行政の運営等の状況

身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成25年度の人事行政運営状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用及び退職に関する状況

区分	採用 (H25.4.1)	退職 (H25.4.1~H26.3.31)				計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	4	4	2			6
看護・保健職						0
福祉職		1				1
技能労務職						0
合計	4	5	2	0	0	7

(2) 職員数に関する状況

各年4月1日現在

区分		H22	H23	H24	H25	H26	計	H27数値目標
一般行政	職員数	147	142	136	137	139	139	140
	増減		△ 5	△ 6	1	2	△ 8	△ 1
教育	職員数	44	43	40	39	39	39	39
	増減		△ 1	△ 3	△ 1	0	△ 5	0
消防	職員数							
	増減							
公営企業 等会計	職員数	31	31	30	28	27	27	27
	増減		0	△ 1	△ 2	△ 1	△ 4	0
計	職員数	222	216	206	204	205	205	206
	増減	0	△ 6	△ 10	△ 2	1	△ 17	△ 1

※詳細については町ホームページで公表している「平成25年度 身延町の給与・定員管理等について」を御覧ください。

2 職員の給与の状況

※町ホームページで公表している「平成25年度 身延町の給与・定員管理等について」を御覧ください。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (平成25年度)

項目	内容	備考
1週間の勤務時間	38時間45分	
勤務時間	8時30分 ~ 17時15分	一部の職場においては、その業務の実情に応じて職員の勤務時間の割り振りを行っています。
休憩時間	12時00分 ~ 13時00分	
週休日	日曜日及び土曜日	
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 及び12月29日から翌年の1月3日まで	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (平成25年度)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合					0
職に必要な的確性を欠く場合					0
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0
合計	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数（平成25年度）

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0
合計	0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

(1) サービス規律遵守の取組み（平成25年度）

任命権者	取組内容	職員への周知方法
町長 議会議長 教育委員会	地方公務員法、町職員服務規程等に基づき公務員としての自覚と行動について周知した。	インフォメーション・庁議等

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況

期間	平均使用日数
平成25年1月1日～平成25年12月31日	9.6

(3) 特別休暇等の状況（平成25年度）

1	公民権行使休暇	その都度必要と認める期間
2	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間
3	骨髄提供休暇	その都度必要と認める期間
4	ボランティア休暇	5日以内
5	婚姻休暇	5日以内
6	妊娠中又は出産後の通院休暇	付表1に定める回数において必要と認める時間
7	分べん休暇	その分べん予定日前6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間、多胎妊娠以外の場合において必要があると認めるときにあっては6週間に2週間の範囲内で必要と認める期間を加算した期間)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内
8	育児休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
9	配偶者出産休暇	2日以内
10	男性職員の育児参加休暇	5日以内
11	子の看護休暇	5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内
12	短期の介護休暇	5日(第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者が2人以上の場合にあっては、10日)以内
13	忌引き	付表2に定める期間内において必要と認める期間
14	父母の祭日休暇	1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
15	夏季休暇	5日以内
16	感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間
17	住居滅失・損壊休暇	その都度必要と認める期間
18	非常災害交通遮断休暇	その都度必要と認める期間
19	交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間
20	生理休暇	その都度必要と認める期間。ただし、2日を超えるときは、その超える期間については、第13条の規定による。

(4) 育児休業及び育児のための部分休業の取得状況（平成25年度）

	平成25年度の取得者数			平成25年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	(育児休業等対象者数)	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務取得者数
男性職員				4			
女性職員	3	1		3	3		
	2						
計	3	1	0	7	3	0	0
	2	0	0				

※ 「平成25年度の取得者数」欄の上段は平成25年度に新たに取得した者、下段は平成24年度以前から引き続き取得している者の人数です。

(5) 介護休暇の取得状況（平成25年度）

	休暇の取得形式			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	0			
女性職員	0			
計	0	0	0	0

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成25年度）

区分	研修課程	研修数	人数
山梨県市町村職員研修所研修	必修研修	3	10
	選択研修	68	160
職場内研修	接遇研修	1	43
	人事評価評価者研修	1	18
	法制執務研修	1	59
合計		74	290

(2) 勤務成績の評定の状況（平成25年度）

区分	評定結果の活用状況	対象者数
勤勉手当への反映		0
昇格・昇給への反映		0
異動・能力開発への活用		0

※ 「身延町人材育成基本方針」に基づき新しい人事評価制度の導入を目指し、試行中であり、その試行結果によります。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況（平成25年度）

事業名	概要			
	委託先	実施箇所	検査項目	受診者数
定期健康診断	山梨県厚生連健康管理センター	3	循環器検診・胃がん検診 肝がん検診・大腸ガン検査 前立腺ガン検査・肝炎ウイルス検診 乳がん検診・胸部レントゲン	157

(2) 職員の福利厚生に関する事業の実施状況（平成25年度）

・地方公務員法に基づき「身延町職員互助会」を組織し、職員の福利厚生のための事業を実施しています。
なお、この職員互助会は全額、会員の会費により運営されています。

事業名	概要	人数	金額
給付事業	人間ドック受診料補助金給付事業	71	416,000
	インフルエンザ予防接種補助金給付事業	55	55,000
	結婚・出産・死亡・退会等給付事業	13	1,491,000
元気回復事業	各部署の親睦会や慰労会等給付事業	196	980,000

(3) 職員の利益の保護に関する状況（平成25年度）

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況（公平委員会）	0
不利益処分に関する不服申立の状況（公平委員会）	0